



島根県報

平成29年3月31日（金）

号外第45号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県会計規則の一部を改正する規則

（審 査 指 導 課） 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県会計規則の一部を改正する規則（規則第26号）

1 規則の概要

- (1) 現金の収納を取り扱わせるため必要があるときは、本庁等及び地方機関に会計員を置くこととした。（第11条関係）
- (2) 遅延賠償金を徴収する場合の割合を年2.7パーセントに改めることとした。（第71条関係）
- (3) その他規定の整備

2 施行期日

平成29年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第26号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第11条第7項中「収入分任出納員」の次に「及び会計員」を加える。

第12条第3項中「総務課の情報公開・文書グループリーダーの」を「総務部総務課長が指定する」に改める。

第32条第2項中「又は取消し」を削る。

第55条第3項中「又は戻入書」を削る。

第57条第1項中「場合において」を「ときは、精算書を作成しなければならない。この場合において」に、「当該精算報告書」を「当該精算書」に改める。

第71条第1項中「2.8パーセント」を「2.7パーセント」に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。